

○林業用優良種苗生産流通推進要綱

昭和 36 年 9 月 9 日 36 林野造第 2817 号

林野庁長官より都道府県知事あて

最終改正 令和 3 年 6 月 30 日 3 林整整第 343 号

第 1 目的

この要綱は、林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 30 条に基づき、林業用優良種苗の需給情報の共有等を図ることを通じ、その生産の安定と適正な流通を促し、造林の円滑な実施を期することを目的とする。

第 2 林業用種苗需給連絡協議会の設置

地区及び都道府県に、林業用種苗需給連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置するよう努めるものとする。

なお、地区の区分については、別表に定めるとおりとする。

第 3 協議会の構成

協議会の構成員は、地区にあつては、関係都道府県、森林管理局、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター又は同センター育種場、同機構森林整備センター又は整備局、都道府県森林組合連合会、都道府県山林種苗協同組合、認定特定増殖事業者（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 9 条第 1 項の認定を受けた者をいう。）等とし、都道府県にあつては、その定めるところによる。

第 4 協議会の開催及び運営

協議会の開催、運営等については、それぞれの協議会において定めるところによる。

第 5 協議会の協議事項

協議会は、種苗の需給情報について協議会の構成員への共有を図るほか、この要綱の目的の達成のために必要な事項について協議するものとする。

第 6 種苗の需要量及び生産量の調査

- 1 都道府県は、別紙様式 1 から 5 までを参考に、都道府県内の種苗の需要量及び生産量の調査を行うよう努めるものとする。
- 2 都道府県は、自都道府県外に向けた生産量の情報を都道府県ごとに把握し、当該都道府県に提供するよう努めるものとする。

第 7 種苗の需給情報の共有

- 1 都道府県は第 6 の種苗の需要量及び生産量の調査で得た情報について協議会の構成員等への共有を図るものとする。

- 2 林野庁は、1の種苗の需要量及び生産量の情報について全国的な共有を図るものとする。

第8 苗木及び種穂の生産・確保

- 1 都道府県は、造林に必要な苗木及び苗木生産に必要な種穂について、都道府県内での生産及び隣接する都道府県など他の都道府県からの移入により、確保に努めるものとする。
- 2 都道府県は、苗木及び種穂の生産・確保に関し、隣接する都道府県など他の都道府県との連携に努めるものとする。
- 3 認定特定増殖事業者は、増殖した特定母樹（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32条）第2条第2項に規定する特定母樹をいう。以下同じ。）から採取された種穂を生産事業者に広く配布するよう努めるものとする。

第9 産地及び系統区分

都道府県は、苗木及び種穂の生産・確保に当たり、増殖した特定母樹から採取された種穂、花粉症対策品種の種穂など産地及び系統区分の明らかな優良な種穂を用いるよう努めるものとする。

第10 採種園・採穂園の整備

- 1 都道府県は、都道府県営の採種園・採穂園の整備を進めるほか、認定特定増殖事業者を含む生産事業者による採種園・採穂園の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、採種園・採穂園の育種母樹林又は普通母樹林への指定に努めるものとする。

第11 備蓄用種子の生産、貯蔵及び販売

- 1 都道府県は、当該都道府県における苗木の生産に必要な備蓄用種子の生産及び貯蔵に努めるものとする。
- 2 森林管理局は、国有林野事業用として設けられた貯蔵庫の利用及び貯蔵した種子の販売について、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター又は同センター育種場は、林木育種事業用として設けられた貯蔵庫の利用及び貯蔵した種子の販売について、それぞれの事業に支障のない範囲で協力するものとする。

第12 苗木等の予約生産等

- 1 都道府県は、苗木の生産効率化及び品質向上を図るため、生産事業者間の幼苗の予約生産及び委託生産の推進に努めるものとする。
- 2 都道府県は、苗木の需給の安定を図るため、需要者と生産事業者との間の苗木の予約生産及び委託生産の推進に努めるものとする。

第13 種苗の表示

都道府県は、林業種苗法に基づく種苗の表示が適正に行われるよう生産事業者及び配布事業者を指導するほか、増殖した特定母樹から採取された種穂、特定苗木、花粉症対策苗品種等の表示を推進するものとする。

第14 生産事業者への支援

- 1 都道府県は、生産事業者の新規参入、規模拡大、技術向上等について支援に努めるものとする。
- 2 都道府県は、生産事業者の経営の安定を図るため、収入保険制度の周知等を通じて生産事業者の収入保険への加入の推進に努めるものとする。

別表（第2関係）

地区の区分	都道府県
第一区 北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、長野県、茨城県、千葉県
第二区 関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
第三区 東海・北陸	静岡県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、長野県、福井県
第四区 近畿	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
第五区 中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
第六区 四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
第七区 九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

